

（ 令 2 . 1 0 . 2 1
実 3 - 4 ）

説 明 資 料

〔 課税実務を巡る環境変化への対応② 〕

令和 2 年 10 月 21 日（水）

財 務 省

一般的な国税徴収手続の流れ

日本

外国

納税義務成立

法定申告期限

納税義務確定

納期限

督促

財産調査・滞納処分
(差押え・換価・充当)

情報交換の要請

外国当局

(国内徴収を尽くしても全額徴収できない場合)

徴収共助の要請

徴収

外国当局

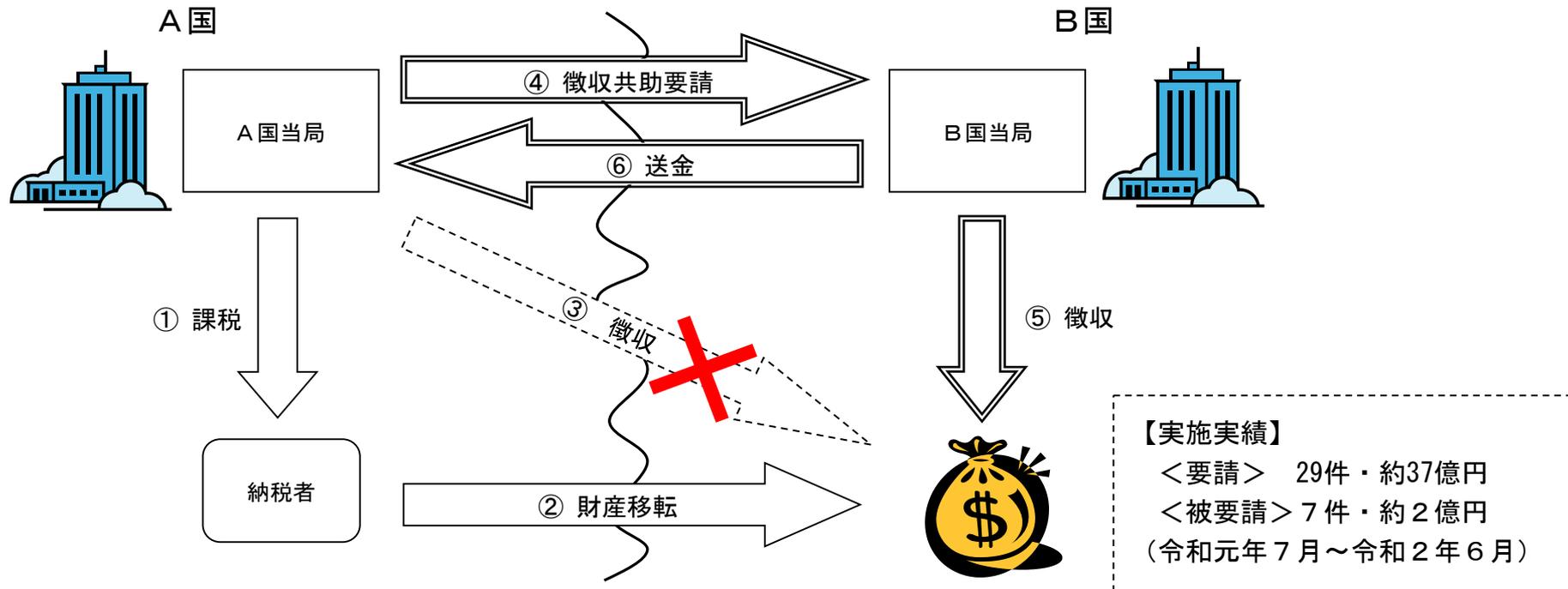
外国内の財産から徴収し
日本へ送金

滞納処分の停止 (→納税義務の消滅)

完結

徴収共助の仕組み

- 徴収共助は、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が相互主義の下、互いに条約相手国の租税債権を徴収していこうとする枠組みである。
- 具体的には、ある国の税当局が他国の税務当局からの要請に基づき、当該他国の租税債権を当該他国の納税者の財産から徴収することをいう。
- 我が国においては、平成25年10月に発効した税務行政執行共助条約等に基づく徴収共助の実施により、国際的な租税の徴収に取り組むこととしている。



- 我が国は、69の国と地域に対し、一般的な租税滞納事案について徴収共助が可能
- 条約締結国は今後も引き続き増加する見込み

- 多国間租税条約（税務行政執行共助条約）

- ・ 税務当局間で租税に関する情報交換・徴収共助・文書送達等の行政支援を相互に行うための多国間条約
- ・ 我が国では平成25年10月1日に発効
（原則平成26年1月1日以降に開始する課税期間に係る租税について徴収共助が可能）
- ・ 日本を含め126の国と地域において発効
うち徴収共助が可能なのは、英、仏、伊、豪、韓など65の国と地域
（徴収共助を実施しない旨の宣言（留保）をしている国は、徴収共助不可）

- 二国間租税条約

- ・ 次の18か国（うち14か国は多国間条約と重複）との間で徴収共助が可能

アイスランド・インド・英国・エクアドル・エストニア・オーストリア・クロアチア・ジャマイカ・スウェーデン・スロベニア・デンマーク・ドイツ・ニュージーランド・米国・ベルギー・ラトビア・リトアニア・ロシア

滞納処分免脱罪・第二次納税義務の概要

滞納処分免脱罪

【告発実績】 9件・17人（令和元年度）

○国税徴収法（昭和34年法律第147号）

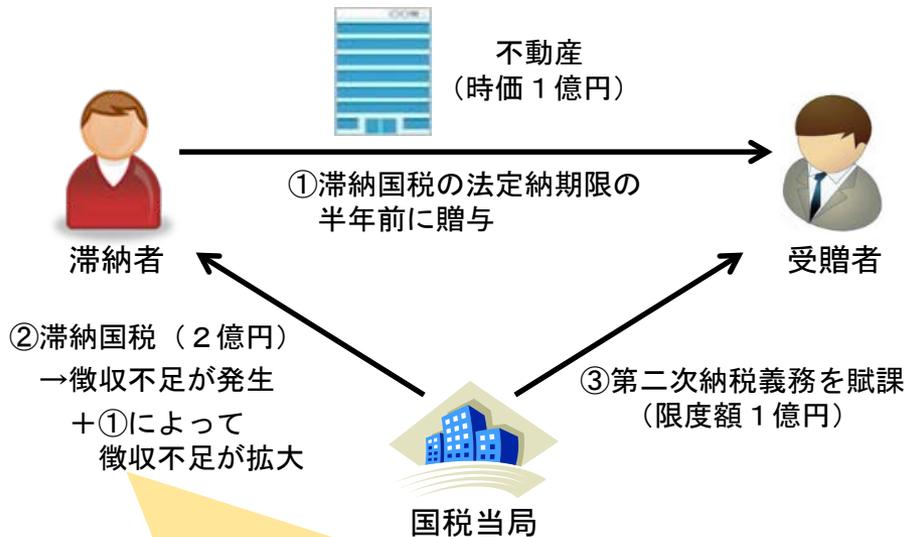
第八十七条 納税者が滞納処分の執行^{*}を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

※「滞納処分の執行」には、共助による徴収が含まれない。

第二次納税義務

(例) 贈与の受贈者に対する第二次納税義務



「徴収不足」は滞納処分可能な国内財産のみで判断されるため、
①が国外財産の場合、贈与をしてもそれによって徴収不足が
拡大するわけではなく、受贈者に第二次納税義務を賦課できない

○国税徴収法（昭和34年法律第147号）

(無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務)

第三十九条 滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第一百四十二条第二項第二号（捜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

国際的な徴収逃れとして想定されるケース（イメージ）

